

学位請求論文概要

アジアの中の古代政治文化

新川 登龜男

アジアの中の古代政治文化

序論

7

第一部 身ぶりと言葉と文書

第一章 儀礼と文書の出現

第一節 小笠田宮の匍匐礼

「日本書紀」推古十二年九月条の問題点

- 一 跪礼と匍匐礼
- 二 匍匐礼の伝承
- 三 ワニ氏の匍匐礼
- 四 中臣氏の匍匐礼
- 五 朝礼改正の意味

第二節 公文机と告朔儀礼

- 一 告朔儀礼への関心と研究
- 二 儀制令文武官条
- 三 告朔儀礼の場
- 四 告朔儀礼の変容
- 五 御在所公文と位階制秩序
- 六 モモトリノツクエと告朔儀礼の発足
- 七 公文机の系譜

31

18

第二章 儀礼の言葉と「もの」

第一節 東西史部の祓詞と楯節儀

60

- 一 東西史部
- 二 漢語漢音
- 三 万歳
- 四 北限の弱水

50

五 千戚の舞としての破陣楽と楯節儀

六 樜

七 気の思考

八 東西史部の文化

- 第二節 四神旗の諸問題
一 四神の諸相
二 四神の登場
三 大宝元年の元正朝賀
四 元正朝賀の矛盾
五 鳥形幢・銅鳥幢
六 赤鳥の幢・旗
七 天皇と天文
八 北斗七星について

第三章 文書と無文字社会

- 第一節 「古代の文書」序説
一 はじめに
二 重宝としての文書
三 文書と無文字社会・文化
四 おわりに

第一節 『平安遺文』と辞文書

- 一 不明な辞
二 コトバとしての辞
三 辞の変遷過程
四 辞と解と申
五 辞の諸相
六 おわりに

第二節 公式令と辞文書

- 一 奈良時代の辞文書
二 薬師寺三綱の辞状
三 薬師寺三綱牒と辞
四 存在しない辞文書
五 辞の性格

第二部 贈与と将来の意味世界

第一章 日羅間の調

第一節 調(物産)の意味

- 一 はじめに
- 二 「驚駭」と「羞怪」とその有効性
- 三 唐と日本への贈物の差異
- 四 仏像・幡・旗・金属器物・高級織物
- 五 孔雀・鸕鷀・鶴鵠・駱駝
- 六 おわりに

第二節 調と別献物

- 一 画期としての天武八年
- 二 調と別献物
- 三 調と別献物の転換

第三節 新羅における立太子と別献物の登場

- 一 はじめに
- 二 雁鳴池と東宮
- 三 銅輪の立太子
- 四 法敏の立太子
- 五 政明の立太子
- 六 宗廟(五廟)の祭祀

第二章 珍財と求法

第一節 「諸珍財」の飛鳥大仏献納

- 一 はじめに

第二節 「日本書紀」天智十年十月是月条

- 一 製袋
- 二 金鉢
- 三 象牙
- 四 沈水香・旃檀香

第二節 入唐求法の諸相

- 一 義湘伝
- 二 義湘の帰国
- 三 義湘の渡海伝承
- 四 「入唐求法巡礼行記」の問題点
- 五 道昭の渡海をめぐつて——「吳唐之路」と海龍王信仰——
- 六 義湘と揚州
- 七 まとめ

第二章 経典將來

第一節 海を渡つた【法華經】

- 一 国宝細字法華經
- 二 奥書からのメッセージ
- 三 細字經と函
- 四 新羅金仁問の靈柩移送
- 五 遣新羅使の小野朝臣毛野

第二節 式部卿長屋王と和銅經

- 一 はじめに
- 二 和銅經の言説と長屋殿下
- 三 天倫をめぐつて
- 四 天平三年の法華經玄贊奥跋
- 五 片県連僧麻呂と倉橋部造麻呂
- 六 式部卿在任中の施策と帳内・資人問題
- 七 主政・主帳の補任と解任
- 八 服制の施策
- 九 式部省と彈正台

第三節 皇太子誕生と写經事業

- 一 はじめに
- 二 写經の構想
- 三 災異と皇子誕生と理趣般若分
- 四 皇太子出現と大般若經書写
- 五 元明天上天皇追善
- 六 写經事業の基盤
- 七 写經事業の促進と僧綱
- 八 新羅の学統
- 九 大般若經と理趣分と金剛般若經

付章 修多羅衆論

- 一 天平感宝元年勅書と修多羅衆
- 二 「梵衆」・安居沙門
- 三 修多羅衆の成立
- 四 三学・三藏と修多羅衆

第三部 伎楽上演

第一章 伎楽の受容と行事

第一節 伎楽伝来伝承の周辺

- 一 はじめに
- 二 伎楽戸
- 三 和薬使主と大伴連
- 四 菩提郡と医薬
- 五 おわりに

322

第二節 伎楽と鎮護國家

- 一 法隆寺の伎楽
- 二 年中行事としての伎楽
- 三 官安居と伎楽と鎮護國家
- 四 おわりに

338

第三節 伎楽伝来再考

- 一 ふたつの伎楽伝来
- 二 「新撰姓氏錄」の伝来伝承と針医の文化
- 三 「日本書紀」の伝来伝承と遣隋使
- 四 伎楽の教習
- 五 異域の人々と伎楽
- 六 後期伎楽のはじまりと鎮護國家の例事

348

第二章 伎楽の演出と観劇

第一節 鎮護国家の演技

- 一 歴史の中の伎楽
- 二 天に響きわたる鼓—伎楽の音
- 三 カーニバルとしての伎楽—変容した姿
- 四 伎楽を遡る
- 五 迦楼羅の珠と金剛—鎮護国家の演技
- 六 吳女と崑崙—南海の原像
- 七 女帝と天女—西大寺・護國經典・伎楽
- 八 金鼓の鳴りひびく夢—滅罪と現報の音声

358

第二節 歴史の中の伎楽展望

- 一 「教訓抄」の伎楽
 - 1 行道・師子舞・吳公
 - 2 金剛・迦樓羅・波羅門
 - 3 崑崙・五(吳)女・力士
 - 4 大孤・醉胡

376

一 変容する伎楽の演出と観賞

二 鎮護の例事

四 神仙と仏国と醉死と辟邪

五 薰約と送別

あとがき

本論文の題目には、二つのキーワードがある。ふたつは「アジア」と「政治文化」であり、いまひとつは隠されたものとしての「日本」である。

「日本」がなぜ用いられないのかは、日本国家をひとたび相対化して、「日本」のなりたちの一端を遠元的に考え直してみようとした意図したからである。「九七〇年代からの石母田正にはじまる日本古代国家論は、はじめにその国際的契機にもとづく成立論をもつて幕を開けるが、それが古代における「帝国主義」の問題としてとらえられ、また外事＝外交が内政から独立した契機としてとらえられている」とがらも明らかのように、所与の近代国家（戦後の世界の中における日本国家の特殊性も含む）の概念からの逆射という体质を色濃くおびていた。それゆえ、大いなる親近性と説得力をもつて迎えられ、反復される」とになるが、逆に、閑々とした、そして後次的に「日本国家の概念を疑う」となく、その拘束された内側（たとえ、そこ）に魅力的な首長制論が内包されてしまうとも）からのみしか国際関係を見る」ことができなくなってしまった。そして、ただ外交史をして国際関係と誤認させ、「帝国主義」というひとつの認識論を客観的な歴史的条件と錯覚させる」とになり、それを多様な関係にある歴史的言説の読みどきに鈍感なまま、日本とその国家のなりたちに分け入る」とを妨げる傾向を生んでしまった。そこで、あえて「日本」というキーワードを抜いて、「日本」にかかる問題を考えようとしたのである。

しかし逆に、「日本」にかわって登場させる概念を残念ながら私はまだもちえていない。日本列島がそのまま「日本」ではない」とはもちろのこと、蝦夷や隼人や南海諸島の人々や社会などとは明らかに区別されるヤマトがあつて、「のヤマトはまた「日本」と同じわけではない。一方、「のヤマトとたとえば東国や吉備との関係が、ヤマトとカヤヒでは朝鮮諸国との関係とのようちがうのか、逆にちがわないのか」ということも大きな問題であり、さらには、「日本」が七・八世紀のいわば国家形成期を反映させる概念であるのかとも何ら保証があるわけではないのである。しかし、「日本」にかかる古代を考える場合、積極的な意味でも消極的な意味でも、「日本」というキーワードを少なくとも本論文題目から除外しておくのが認識論上ではより賢明であり、ひらかれた可能性へのつなぎを確保し、表明する」とになると考える（本論文中では行論上、止むを得ず妥協的に「日本」を使用したが、カッコ付きの意味である」とを了解されたい）。

「アジア」というキーワードを登場させたのは、以上のことと深くかかわっている。人と人との関係がそうであるように、またソシアビリテがそうであるように、古代の日本列島上に存在する「政治文化」は偏向的もしくは片務的な関係によって成り立ち、展開しているのではなく、境界の曖昧な諸関係によって相互に孤立することなく存在するのであるから、必然的にアジアを想定しておかなければならない。逆に、孤立化の兆しがみえるとすれば、それもまたアジアの中で歴史的に考えて記述しなければならない。もちろん、アジアの隅々まで想定する」とは能力上からも、また歴史上からもできない」とであるが、少なくともアジアから

の眼の可能性を確保しつづけておかなければいけないと考へるかのやうである。「日本」の保留は、'Jのアジアの想定との交換によつて、その概念の獲得へと向かつた」ことがでらるのではなかろうか。

そこで、すでにあらかじめ登場させておいたキーワードの「政治文化」について論及しておかなければならぬ。'Jの「政治文化」(political culture)とは、リン・ハントが「フランス革命の政治文化」(平凡社、一九八九年)でははじめて自覚的に使用した言葉である。そして、'Jの「政治文化」は、伝統的な政治史に対するアンチ・テーゼとして意味をもつたアナール派の社会史が、経済史・人口史・思想史・文化史、ひいてはマンタリテへとそれぞれ傾斜していくたり、埋没していくかねない複雑なうねりの中で、政治・権力と文化との諸関係を歴史学の実践にあらたに回復させようとした認識論的な言説であった。私も、'Jの方向性を支持したいと思う。

リン・ハントの場合、フランス革命の「政治文化」とは革命の存在理由を解きあかして記述するキーワードであった。それは、レトリック、儀式、図像、衣服、イメージなどの象徴的枠組が生み出し、またそこから感得される価値や期待、ひいては政治的権威や権力の行使の実践的かつ内在的な規則のことであり、統一性と持続性を帯びるとともに、流動性をもはらむものとされた。そして、社会構造とか社会的闘争や革命家の社会的出自からは演繹されえないものとして提唱され、かつ実証されたのである。'Jの提唱と検証は、当然ながら、国家・社会・運動を諸制度の明解な構成体とみなし、限定的な因果関係と事象の平面的な実在主義とに依拠した歴史認識の失効をうつたるとともに、解体しかねない没意味的な歴史学化からあらたな回生をねらつものであつたはずである。それはさうに、単純明解であるべき歴史的実在から、複雑多様な歴史的現実を考える」とへの移行・転換に与するものであると言つうことができよう。その際、前者が科学で、後者が科学ではないといふような論法が何ら成り立たないのは、すでに科学分野の示すところである。'Jのように「政治文化」をとらえるならば、それが歴史(研究)の一分野としての政治・文化史に還元されるようなものではなく、歴史および歴史認識の全体にかかるキーワードとして了解されてくる。それはまた、テクスト・書物・読者さいには作者などの結びつきを分析したシャルルエの「表象としての世界」にも深くかかわつて」よう。たとえば、書物という單一の客観的な実在が独自にあつて、それが意味を抽象的に發揮したり、歴史をかたがつくるのではなく、書き手がおり、その書き手がテクストを書く」という行為をなし、別にそのテクストを書物化することがおこなわれ、さらにそれを様々に、様々な方法で読む」とがおこなわれ、流布がみられる。'Jのようなそれぞれの表象の具体的で主観的な行為によつており、なされる網の目のような差異と矛盾と対立と同化の歴史的世界を読み解き、かつ提示しようとするのである。それは、所与のアイデンティティの寄り合いである学際的研究によつて果たされるものではなく、「対象の新しい切り取り方」をもつとする統一的手段と問題意識によつて可能になるものである。

'Jのシャルルエの「政治文化」的歴史認識とその記述は、歴史学のゆるぎない根幹をなす資料の扱いかたにつけて大きく寄与していく可能性がある。まさに彼は、あたらしい資料研究を企図しているとも言えるからである。

私が、本論文の題目に「政治文化」を取り入れたのは、みずからの研究と「政治文化」とをすり合わせて考へてみたいと思ったからである。もちろん、その「政治文化」という方法から、アジアの中の「日本」にかかる古代が何であるのかを少しでも明らかにしようと思つるものである。従つて、本論文は、なお未熟ながら、あえて、「不協和音」をおそれず、日本古代史学の方法論的省察とその記述をいささかなりとも試みようとしたものである。

り、諸制度に還元される客観的かつ構造的な実在主義への反省をはらんだものである。

第一部「身ぶりと言葉と文書」は、「見、單なる用語の羅列か盛り合わせのよくな表題と思われるかもしれないが、それそれが孤立して、かつ系列的に歴史研究の対象になるのではなく、実は相互に関係し合う対象としてまる」と切り取つてみる必要性から生じたものである。このうちの第一章「儀礼と文書の出現」は、とくに身ぶりの規制と文書の受容との関係を切り出して分析し、儀礼の取り扱いのかたの方法を模索する。第二節「小笠田宮の匍匐礼」では、推古十一年の朝礼改正で宮門通過の匍匐礼と朝廷の跪伏・立札の組み合わせの意味を問い合わせ、まず、中国・朝鮮半島での例や記紀伝承などの検討を経て、比較的日本（倭）で固有化したと考えられる「ハラハヒユク」匍匐礼は服属をあらわすものではなく、多様かつ重層的な「タマフリ」の技能的行為であり、それが、立ち・跪伏する（手は自由）といふのあらたな身ぶりをとりいれる「こと」によって宮門に限定集約され、後次的な立札・跪伏礼の方は朝廷をその場としたとみる。「このような組み合わせは推古十一年にはじめて考案されて、天武十二年までつづいたと考えられるが、それは、あらたな隋・唐との接触をばかり、かつ手をもつて文書運用が可能となる身ぶりを朝廷で展開し、一方で、在来の「タマフリ」などを宮門に限定して残すという緊張と矛盾の組み合わせが有効性を發揮していた期間と言いかえる」とができる。同時に、建築遺構をもつてしては証しえない古代宮都のありかたを示唆するものである。

「これにつぐ第二節「公文机と告朔儀礼」は、毎月朔日に天皇が宮都で諸司の進奏する前月の公文を視る儀式とみつけられている告朔儀礼の意味と変容を考える。まず、儀制令集解文武官条の分析から、告朔儀礼を定めた当条が大宝令と養老令で微妙に異なっており、後者では、あらかじめ朝廷におかれた案の上に五位以上の者が公文を送著し、前者では、五位以上の者がそれぞれ公文を載せた机（公文机）を朝廷に進置するとされていたことを明らかにする。そして、「この変化は儀礼の主要な場が大安殿（前）から大極殿（前）に移行した」と連携しており、さらに進奏後の公文の処理が内舎人から内記へとかわることとも連動していたとみる。トドに太政官の官僚機関化が読みとれるが、翻つて、この儀礼の直接的な始源は天武五年正月の大錦（四位相当）以上の者への机賜与（分配）に求められ、「この机はそもそも飲食物を盛る」「モモトリノツクエ（モモトリノツクエ）」に由来するところがあつて、今度は飲食物にかわって文書を盛るようになり、その公文机の運用は、婚姻などの結びつきを象徴する「モモトリノツクエ（モモトリノツクエ）」の系譜にのつとつて、天皇と有位者個々との身体的な結びつきを督促かつ披露するものと考えられる。それは同時に、文書というものが当初どのようない意味を發揮していたのかどうかと、物語るとともに、やがて机と公文が分離され、机の用途も多極化していく、表象としての小世界である告朔儀礼も大きく組みかえられていて、そこに歴史そのものの成立と変容を読みこむことができるのである。

第三節「儀礼の言葉と「もの」」は、とくに儀礼で発せられる言葉や、用いられる道具立てなどの象徴「こと」に再検討を加えた。その結果、中国の礼にもどづく告朔と、いわゆる日本の告朔（ツイタチマウス）とには何ら直結的かわりがない」と、むしろ唐永徽二年に常式化された朔望朝參などの影響を「うむつて」る可能性がある「こと」、しかしより注目すべきは、唐にならつて几杖を賜与する新羅の養老礼の見聞きが天武五年の告朔儀礼に変換された局面があつて、具体的な儀礼行為の継承とその意味体系のすりかえが読みとれる」となどを明らかにする。

第一章「儀礼の言葉と「もの」」は、とくに儀礼で発せられる言葉や、用いられる道具立てなどの象徴財から、アジアの中の隠れた「日本」問題を考えてみる。このうち、第一節「東西史部の祓詞と楯節儀」は、東西史部の参与する大祓と楯節儀を中心にして、東西史部の担う「政治文化」を解明しようとするものである。まず、大祓の呪（祓詞）が漢音・漢語でとなえられ、万歳がくりかえされ、空想的な四至が述べられていく」との意味を問いついで、壬申の乱で画期的に用いられた楯による楯節儀がけつして服属儀礼ではなくて、大祓の呪（祓詞）とともに天武朝末年（天武の危篤）から持統朝にかけてにわかに表面化する道教的な氣の思考の行使の一環であつた」とを明示する。このような諸儀礼を遂行した、そして壬申の乱以降に組成された東西史部は、一面で、北方に都する統一帝国唐の出現になつて、統一新羅や南海諸島をとり

「む理念的な無限の版土觀と天皇統治の發揚を反復するという任を担う」とが課せられたと考えられる。しかし、さるに重要なことは、それがほとんど質量ともに有効性を持続しえなかつたことはもちろんのこと、単なる政治的もしくは文化的な統治意識の突出というよりも、氣の秩序を保ち、禍災を除去しうるという意味においての權力・權威行使と披露であったとみることが可能で、それも多分に例外的であるか空想的であつたとしなければならない。

第一節「四神旗の諸問題」は、はじめに日本列島上のとくにヤマト地域にて、七世紀末から八世紀初めにかけて四神の図像化が集中的にみられる」とを確認する。ついで、大宝元年正月元日朝賀の記録や平城宮跡東区大極殿院地区の発掘成果、平安時代以降の天皇即位記などにみえる四神旗等建立を中心的な素材として、当初、四神旗は「蕃夷使者」の列する元正朝賀において軍事的属性をもはらむ「中國」意識の象徴群として建てられたが、「蕃使」と交わらないために交わると、その矛盾や閉鎖孤立性がほどなく露呈され、軍事的属性もうすらといくながで、四神旗をもつてする元正朝賀は成り立たなくなり、天皇即位での四神旗建立へとすりかえがみられたと考る。一方、四神旗と連携して建てられる中央の幢には三足鳥の意匠が施されたが、それは七世紀後半の唐や日本（倭）で稀少価値とされた三足雀（鳥）の祥瑞としての進献および披露、また八咫鳥の「日本」神話化と関連させて様々に考る」とができ、その意味するところは、やはり四神旗の場合の矛盾と変容に等しいとするがあるのではないかとみる。別に、赤鳥の意匠を施した幢についても同様に考察し、鉤陳・紫微宮・太微宮・北斗七星・北極星（北辰）などの天文と國家・社会との関係認識についても補説した。およそ以上の分析と構想の過程でとくに留意したのは、儀礼制度からではなく、あくまで儀礼の表象である旗・幢群の方位を含む具体的な建てかたや、その意匠からの読みときであり、それは「もの」として祥瑞をとらえる方法とも連関することである。

第二章「文書と無文字社会」は、文書の導入によつてあらたに組み立てられていく国家・社会の価値観（感）や規範などの一端を取り上げてみた。第一節「古代の文書」序説では推古朝における隋使裴世清の国書受理と宮都大門前の机との結びつきを象徴的な事象として切り取り、在來の「ツクエシロノモノ」と重宝としての文書の登場とのかかわり方を明示し、そのかかわり方が天皇と有位者集團との結合とその仕方を規定していくとみる。ついで、古い無文字社会・文化（口頭言語）と新しい文字社会・文化（文書主義）との単純な三元論は成り立たないとして、逆に、文書の受容によつて「次的に生み出されていく、聞く・見る・図像化するなどの無文字社会・文化の組みかえ（解体もある）が進行したこと」を展望する。

第一節「平安遺文」と辞文書、第二節「公式令と辞文書」は、いずれも辞と称する文書に照準をあわせて、つくれていく文書と人々の秩序との相關性に分け入つてみる。「このうち第一節では、辞の多様な用法を検討した上で、尊者と対面してかわされる音声としてのコトバの意味が濃厚であることをまず確認する。ついで、「平安遺文」中の辞とする文書を網羅的に抽出して、三期にわたる変化を想定するが、第一期（延暦年間）は前代奈良時代につづく公式令辞式にのつて一面のある郡司あてのものが多く、第一期（九世紀初から十世紀）は郷長あてのものにかわる傾向にある。しかし、十世紀半ばから後半にかけて大きな変動がみられ、売券など固有の「もの」価値を發揮する文書となつて第三期到来を迎えるとみる。しかし、第一・二期では辞文書が完形で伝わることはなく、引用された形で知られるところから、解説や申状との関係が問われ、解説実在的および客観的な行政文書につねに内包・解消化されようとする、主観的もしくは対面問答的な申状的なコミュニケーションが辞と称されたと考えられる。しかし、第三期は、もはや以上のような両義性や矛盾をはらむものではなく、対面問答的なコミュニケーションを具体的な文書という文書に総合的に仕上げていくことになつたとし、表象としての辞文書の読みときの重要性とその方法をうつたえた。

「れにつぐ第二節は、さきの第一節で指摘した辞文書の第一期の問題をとくに取りあげて、奈良時代の辞文書と公式令辞式とのかかわり、そしてその辞文書をもつてする国家・社会のしくみについて論及していく。残存の当該期辞文書関係のものをそれぞれ詳細に分析した結果、やはり公式令に規定された辞式文書は

実際上は「つくられなかつた」とを明らかにして、第一節での考察によく合致する」とを確認する。しかし、公式令の規定がまったく空洞化していたわけではなく、客観的な国家行政機構の表象としてはりめぐらされようとしていた公式令の文書体系が、大宝令前のヨーロッパ・ケーション形態や、客観的な国家機構の中にとりこむ「」とができる社会形態を擬装化してみずから文書体系下につなぎとめ、またその体裁をととのえようとした虚構の「次的産物」が辞式文書であつたとみる。

第一部「贈与と将来の意味世界」は、中国・朝鮮から贈られてきたり、中国・朝鮮から持ち帰つてきた「もの」と、その「もの」の動きに注視して、その表象としての世界をとくに読みとこうとするものである。「」のうち第一章「日羅間の調」は、新羅から贈られてくる「もの」（調など）に即して考えてみる。まず第二節「調（物産）の意味」では、「もの」の及ぼす心的作用が国家・社会の存立と関係についていかに重大な要件であるかを具体的に指摘した上で、新羅から唐へ贈られた「もの」と、新羅から倭（日本）へ贈られた「もの」との詳細な比較検討をおしすすめる。そして、前者が「方産の物」に限られていたのに対して、後者は広範囲な交易物が多く含まれており、それは唐から受けた心的効果を倭（日本）に向けて転化しようとするものであり、積極的なコミュニケーションの記号として理解されなければならず、旧来の面的な日本の中華帝国化という歴史認識は大いに再考されなければならないと考える。

第二節「調と別献物」は、朝鮮二国などの異国・異域（蝦夷など）からもたらされる「もの」に調と別献物の区別があつて、当初は大王（天皇）に贈られるのが調、大臣・群卿らに贈られるのが別献物とされ、船数もこれらに具象的に即応していたとみる。ところが、天武八年の記録を残存上は画期として、旧来の調と別献物の贈与関係が大きく転換し、とくに統一新羅の調は天皇国家の「官」に、別献物は天皇・皇后・太子らにそれぞれ贈られるようになつたことがわかる。しかし、これらの贈与は所与の国家・社会の変容に一次的に追随対応したものではなく、むしろ逆にこの贈与と再分配の実践が日本の「官」（大蔵・内蔵など）の形成分化や、有位者集団秩序の構想、ひいては天皇権力の再編を促したものと考える。

第三節「新羅における立太子と別献物の登場」では、前節をうけて、天武八年の新羅からの贈与を、とくに新羅側から考察を加えていく。天武八年にあたる新羅文武王十九年には太子政明の東宮（雁鴨池）創造がおこなわれ、新羅の國家・王権の確立にとづきわめて重要な時期であったとみられる。とくにその不可欠の要件たる立太子問題に焦点をすえて、新羅の立太子制を検討し、法敏（のち文武王）の立太子の画期性、宗廟（五廟）祭祀の出現などの分析を通じて、新羅からあらたな調と別献物の贈与が、新羅自体の国家・王権構想のメッセージであると同時に、倭（日本）にも類同の構想を促すものであり、草壁皇子の天武十年立太子伝承には必然性があると考える。

第一章「珍財と求法」は、とくに仏法にかかる「もの」の心的効果と動きについて考えてみる。第一節「諸珍財」の飛鳥大仏献納では、天智十年（即位四年）の「諸珍財」の飛鳥大仏献納を取りあげ、「珍財」が舶来品をさすこと、この献納が天智天皇の病氣平癒のためであることを確認した上で、個々の献納物の検討に入る。その結果、これらの「もの」には南海貿易品が多く含まれており、新羅から贈られてきてただちに用いられた可能性が高い」と、これらの「もの」は、いずれも飛鳥大仏（祭祀）の存在感や効力、またそれとの文信・交通力をたため、顕現化させるはたらきをもつていたこと、「の時期、飛鳥寺をとりまく環境にはインド的な条件が多く含まれていた」と、天皇権力の突出や日本の定立がみられないことなどを明らかにして、飛鳥周辺の歴史環境と思考体系を具象的に描出してみる。

第二節「入唐求法の諸相」は、前節でみた「諸珍財」が新羅僧義湘の唐将来品にもとづく「もの」（一部かもしれない）であつた可能性を示唆することからはじめて、義湘の入唐・帰國およびその交通路について詳細な検討を加える。あわせて、円仁の「入唐求法巡礼行記」や道昭の渡海記事を比較検討して、新羅人の中国における流通活動と王姓とのかかわり、求法としての「もの」の価値、登州と揚州への注目とその往来・交易関係、東シナ海と海龍王信仰などの諸問題を考察するが、それは環東シナ海文化という視点からの中国・朝鮮・日本のありかたを問いつながらみると、以上の考察と視点を踏まえて、義

湘の華嚴經研究とインドへの関心とのかかわり、義湘の将来品とのかかわりなどの観点をも加味しながら、天智十年（即位四年）の飛鳥大仏獻納品をアジアのものと理解しようと試みた。

第三章「經典将来」は、前章までの非文字の「もの」と異なつて、文字を記した「もの」を扱うが、非文字と文字との区別にかかわらず、共通して贈られてくる、将来する「もの」の表象としての読解が可能であることを示していく。ただ、本章ではその「もの」を仏經類に限り、しかも一般的に流布度の高い法華經や大般若經などにしほつた。

右のうち、第一節「海をわたつた『法華經』」は、法隆寺旧蔵・東京国立博物館現蔵の国宝細字法華經を取りあげる。この経は、聖德太子がかつて衡山で使用し、小野臣妹子をして将来させたものと語り伝えられているが、その跋語からみて唐長寿三年に揚州でつくられて、ただちに持ち出されたことが明らかであり、跋語や筆跡、經函などの具体的な考証をおこなつていく。その結果、新羅金仁間の靈柩移送にともなう出航で、その加護をねがつて急ぎつゝられ、船にのせられ、これを今度は遣新羅使の小野朝臣毛野が将来した可能性を指摘する。その後、光明皇后の知るところとなり、法隆寺東院へ納められて、小野臣妹子将来の伝承が付着していくようになつたが、その原像との間には大きな断絶があり、その間の変質に問題があることを示唆する。また、細字法華經とそれが函をともなつことの意味を、広くかつ具体的に明らかにした。

第一節「式部卿長屋王と和銅經」は、長屋王が関与した和銅五年書写（発願）の大般若經のもつ意味を、その跋語を手掛りとして考察する。跋語にみえる「天倫」等の言説から、礼秩序を強調し、「左道」に及ぶことがないことを主張したものであり、彈正台官人によつてつくられた天平二年の法華經玄賛跋語とそれが酷似していることに注目する。そしてこの和銅經が長屋王の式部卿在任中のものであることが留意されて、この間、やや例外的に先鋭的なまでに式部卿として礼秩序に拘泥する施策が長屋王によつて矢継早に打ち出されたこと、それが彈正台との共同歩調をとつたものであることを明らかにし、和銅經自体の作成に彈正台官人が大きく関与していた可能性に言及する。従つて、和銅經は式部卿長屋王の國家・社会との諸関係における表象として、その讀解の価値を大いに有するものとみるのである。

第三節「皇太子誕生と写經事業」でも、やはり同じ大般若經を取りあげるが、前節でみた長屋王の和銅經とはまた象徵価値を異にしており、大般若經と「う同」の実体がつなにあるわけではないことを証するところになる。すなわち、災異をのぞく局面を帯びながらも、神龜四年の光明子の出産とその立太子に向けて、むしろ私的次元において理趣分を析出する過程で大般若經書写が藤原朝臣不比等家や中宮の支援をえてなされた。それは一方で、觀世音經と阿弥陀經書写による元明太上天皇追善をもつて補強されるところがあり、のちの写經事業の先駆的役割を担つた。この写經のいまひとつ推進基盤は新羅系の學問を学んだ僧綱らであり、大般若經の使用自体、新羅から伝えられた可能性がつよいが、当該期は唐の直接的な影響もみえはじめており、この矛盾と錯綜を各種の写經行為のもとで同時代的に理解する必要性をつたえた。

付章「修多羅衆論」は、旧来、多くの説が交錯してきた奈良時代の教學集団であるらしい修多羅衆の性格を推考する。その前史は、まず天武天皇没時の梵衆・安居沙門に求められ、耆老年間に宗の自覺化と並行して登場した三學・三藏の學習を基盤として修多羅衆が生まれたとみる。そして、「の衆はやがて六宗の独立化に寄与したが、各宗の複合集団が修多羅衆を形成したわけではなく、具体的な行事としては、一切經をもとに個別の經を読み講ずる」とが主流であつたとする。従つて、いわゆる南都六宗とのかかわりはあつても、それとは異質ないし異次元の性格をもつと考へている。

第三部「伎楽上演」は、身ぶりと言葉と「もの」などを複合的な表象とする仮面劇を全面的に読みとぎ、伎楽を歴史として再考しようという企図に貫かれている。このうち第一章「伎楽の受容と行事」では、とくに伎楽の伝来とその上演行事について考察していく。第一節「伎楽伝来伝承の周辺」は、「新撰姓氏録」と「日本書紀」にみえる伎楽伝來說にはそれぞれ否定できない要素があるとした上で、「日本書紀」の記事から伎楽戸の存在とその生活圏を具体的にわりだしていく。一方、「新撰姓氏録」の記事にみえる和葉

使主氏と大伴連氏と医薬との関係が伎楽の伝来と受容のありかたを示唆するものとみて、それのかかわりを検討し、その関係が緊密な時期とその主要な地域とを特定化した。なかでも、伎楽と医薬の結びつきを注視すべき」と示唆している。

第二節「伎楽と鎮護国家」では、伎楽の恒常的な上演が明らかになる奈良時代以降の伎楽をもって、どのような歴史が明らかになるかを示していく。その結果、天平一・三年に聖武天皇が京大寺や筑前国觀世音寺に伎楽調度を勅施して、安居結願（七月十五日）と仏生会（四月八日）で恒常的に伎楽が催されるようになり、筑前国觀世音寺では例外的に修正（正月七箇日）と安居初願（四月十五日）と安居結願（七月十五日）で伎楽上演がなされた。基本的には、聖武天皇勅願の官安居設置と呼応しており、これ以降、鎮護の例事とみられていくことになる。そして、やがて、國分寺（国衙）や定額寺などでもおこなわれるようになり、茨城県石岡市鹿の子遺跡出土の漆紙文書にもその痕跡が伝えられている」とを指摘する。

第三節「伎楽伝来再考」は、前節でそれぞれ個別的に考察した伎楽伝来と行事化の問題点を、あらためて歴史的に整理し直して、その描出を試みたものである。まず、伎楽は前期と後期に大別され、前期は天平一・三年以前、後期は天平一・三年以降となり、「この後期が鎮護の例事になるわけであるが、十一世纪初めには既に跡切れがちとなって、末期伎楽に突入する。逆に、前期伎楽は二期に分かたれて、第一期は「新撰姓氏錄」にみえるもの、第一期は「日本書紀」にみえるもの（伎楽戸関係は保留）、第二期は異国・異域との饗宴で催されるものとなるが、必ずしも単純な編年化はできなくて、特性もしくは歴史との関係の差異によると」うもある。「のうち、第二期については、北魏・高句麗の針灸の文化が梁との交流も踏まえて倭（日本）にもたらされた」との一環として伎楽が位置付けられるにし、第一期については、「百濟とも交渉をもつ遣隋使の将来した文化の一環として伎楽が位置付けられ、第二期は、難波・飛鳥寺西北地（石神遺跡）・筑紫で異国・異域の人々を饗宴したり、送別したりする時に催される伎楽の位置付けを想定する」とができるとする。

第一章「伎楽の演出と観劇」では、前章で考察した伎楽の外的諸条件を考慮しつつ、複合化された表象としての世界を、企画上演する認識と観劇する側の感受認識とを不用意に混同しないように読みといいく。」のうち第一節「鎮護国家の演技」は、演技の中味を唯記録した天福元年の泊近真撰「教訓抄」を手掛りにして、それぞれの演技を検討し、およそ十世紀前後から演技の意味が大きくかわって、性をテーマにしたり、滑稽・諷刺の要素が濃厚になる」とを明らかにしていくが、「教訓抄」の記録は、十世紀前後以降の伎楽に結びついているとみる。逆に、「これ以前に遡つて、鎮護国家の例事としての伎楽復原に向かうが、まず迎楼羅が口にくわえる珠が堅固な仏法の象徴である」と、男女と鹿鳴のからみが中国南方に原像があり、「一部の渡海者に説得力をもちえた」となじを指摘する。ついで、西大寺の伽藍内の意匠や「日本靈異記」などの詳察を踏まえて、天皇の徳や積善によって善惡の現報がひろくあらわれ、懺悔減罪の契機となる悪業の発露が示されるという、「金光明最勝王經」などにもどづく思考体系が植えつけられていく中で伎楽が上演されたとみる。そして、伎楽自体が善惡現報であり、主要な楽器である腰鼓の天に響きわたる音声が減罪のそれであつて、金剛・力士そして美女・鹿鳴の演技もこれらの象徴としてとらえられなければならぬが、観劇の側は既にこの真剣な上演企画をそのままには感受していないかった可能性を指摘した。

第二節「歴史の中の伎楽展望」は、前節で中心的に論じた鎮護国家の例事を再考しつつも、とくにその前後にわたる伎楽について考察を加えた。まず、およそ十世紀以降の場合は、家々の権勢と栄花を誇りつつも、その盛衰や無常を諭したり、家々の維持と經營をめぐるあけすけな性の披露とその逆説的な秩序意識などが実に錯綜した形で表象化されていったことを具体的に証していく。ついで、天平一・三年以前の前期伎楽では、神仙・仏国の一時的な現前化がみられ、醉死や辟邪の行為などがその条件をなしていいたとみる。一方、異国・異域の人々との饗宴や送別でも、以上のような系譜を負うところがあつて、渡海に向けての辟邪、交通の継続をねがう不老不死、両者間の蘇生・活性化などが伎楽をもつて表現されたが、それは中華主義の表明でもなければ、鎮護国家の例事ともまったく区別されるものであつたとしなければならない。従つ

て、伎楽をひとつの客観的な実在とみるべきではなくて、ながい歴史の客観と主觀の狭間にある象徴体系のうねりとして読みとされる必要性をうつたえたのである。

三

本論文は、所与の客観的対象を切り取つて、その実在性や構成体を考察し、論じたものではない。そのようなむしろ歴史的抽象化をとらなかつたのは、私の歴史認識のひとつの試みを提示してみたからである。とくに主觀と客観のおりなす表象群の読みじきと、その再編成および意味化に意を注いだが、その表象群には非文字のものも多く含まれていた。しかし、その非文字の場合も、文字群を介して接近していく方法をとつたのは、私にとって果てしない偶像とさえある歴史学への認識論・方法論的省察は、同時に文字資料へのそれでもあって、歴史学の歴史学たるゆえんは、文字表現をめぐる諸関係（非文字にわたることを妨げない）への認識と不可分であると考えるからである。現在の諸科学との関係を考慮すると、歴史学に何ができる、何をしなければならないかを問いつめた時に、最後に残る答えはどのようなものなのかという」といかかわづくる問題なのである。

「」で最後に、本論文に収めた各論の初出およびそれとの関係をまとめておく。

第一部・第一章

第一節「小堀田宮の匍匐礼」（「小堀田宮の匍匐礼」「日本歴史」四五八 一九八六年を補訂）

第二節「公文机と告朔儀礼」（「文書と机と告朔儀礼」—その序説—」「史艸」「二五 一九八四年を補訂）

第三節「告朔儀礼の対外的契機」（「日本古代の告朔儀礼と対外的契機」「史觀」一一二 一九八五年を補訂）

第一部・第二章

第一節「東西史部の祓詞と楯節儻」（「東西史部の文化—楯節儻と大祓を中心に—」「早稲田大学大

学院文学研究科紀要」三九 哲学・史学編 一九九四年を補訂）

第二節「四神旗の諸問題」（「四神旗をめぐる思想像」「講座神道」一 桜楓社 一九九一年を補訂）

第一部・第三章

第一節「古代の文書」序説（「古代の文書」「古代史研究の最前線」3 文化編〔上〕 雄山閣出版 一九八七年を改訂）

第二節「平安遺文」と辞文書（「[辞]文化小考」「律令制と古代社会」東京堂 一九八四年を改訂）

第三節「公式令と辞文書」（新稿）

第一部・第一章

第一節「調（物産）の意味」（「日羅間の調（物産）の意味」「日本歴史」四八一 一九八八年を補訂）

第二節「調と別献物」（「新羅の調と別献物（一）—天武八年のいわゆる進調によせて—」「早稲田大

学院文学研究科紀要」三五 哲学・史学編 一九九〇年を改訂）

第三節「新羅における立太子と別献物の登場」（「新羅における立太子—新羅の調と別献物（一）—」「古代国家の歴史と伝承」 吉川弘文館 一九九二年を補訂）

第一部・第二章

第一節「諸珍財」の飛鳥大仏獻納（「新羅進調の思想像—「諸珍財」の飛鳥大仏獻納—」「日本史研究」三三三 一九九〇年を補訂）

第二節「入唐求法の諸相」（「入唐求法の諸様相—義湘そして円仁・道昭」「日本古代の人と文化」 高科書店 一九九三年を補訂）

第一部・第三章

第一節「海を渡った「法華經」」（「海を渡った「法華經」—入唐（隋）求法の幻想—」「日本の仏教」2 アジアの中の日本仏教 法藏館 一九九五年を改訂）

第二節 「式部卿長屋王と和銅經」（新稿）

第三節 「皇太子誕生と写経事業」（「神龜四・五年の写経事業」）【早稲田大学大学院文学研究科紀要】四二の四 日本史・東洋史・西洋史・考古学 一九九八年に大幅追加

第一部・付章 「修多羅衆論」（「修多羅衆論」）【統律令国家と貴族社会】 吉川弘文館 一九七八年を若干補訂）

第二部・第一章

第二節 「伎楽伝来伝承の周辺」（「伎楽伝来伝承」—「伎楽戸」と菟田郡と医薬—）【史観】二〇一九八九年を補訂）

第二節 「伎楽と鎮護國家」（「伎楽論序説—伎楽と鎮護国家のはじまり—」）【日本仏教史学】二二一九八七年を補訂）

第三節 「伎楽伝来再考」（「伎楽伝来」）【講座日本の演劇】2 古代の演劇 勉誠社 一九九八年を補訂）

第三部・第一章

第二節 「鎮護国家の演技」（「伎楽と鎮護國家」）【大系日本歴史と芸能】2 古代仏教の莊嚴 平凡社 一九九〇年を補訂）

第二節 「歴史の中の伎楽展望」（「伎楽演出」）【講座日本の演劇】2 古代の演劇 勉誠社 一九九八年を補訂）